

個人自営業者の節税行動に関する実証分析¹

八塩裕之 （財務省財務総合政策研究所）²

所得税は労働供給や貯蓄などにはあまり影響を与えない一方で、節税行動には大きな影響を与えることが指摘されてきた。欧米では多くの研究によって、その実態が明らかにされつつある（例えば Enis and Ke (2003)、Gordon and Slemrod (2000)、Lang et al. (1997) など）。節税行動がもたらす問題は、それが所得税による死加重を増大させ（Feldstein (1999)）、またそれが富裕階層によってなされる場合には、税の所得再分配機能が損なわれることである（Kopczuk (2001)）。そのためその存在は所得税政策に大きな影響を与える可能性があり、その実態分析の重要性が高まっている。

しかし日本では分析に使用できる適切なデータが少なく、これまでその実態はほとんど分析されてこなかった。本稿では節税がより容易と考えられる個人自営業者に注目し、限られたデータの中で、その一端を明らかにすることを目的とする³。そしてそれが所得税政策に与える影響について考察する。

日本で自営業者の節税の問題を扱った数少ない研究に田近・八塩（2005）がある。そこでは自営業者が事業形態を個人から法人に転換して所得税を節税している（いわゆる「法人成り」）ことが示された。しかし法人成りには税以外のコストも伴うため⁴、日本ではいぜん多くの自営業者が法人にならず個人形態のまま事業をおこなっている。本稿ではそうした自営業者の有力な節税手段のひとつと考えられる、事業主から家族への所得分散（インカム・シフティング）行動について分析する⁵。

日本では青色申告を選択した個人形態の自営業者（以下単に自営業者、もしくは青色申告者などとよぶ）は、事業に従事する家族従業員（専従者）に対し専従者給与を与えることができる。例えば 2002 年の税務統計によると、専従者一人あたり給与額は平均 221 万円である。専従者や専従者給与額は事前に税務署に届け出なければならず、また専従者にできる家族は同居親族に限られ、その給与額も労務対価相当である必要がある。それでも自営業者としては税務署に否認されない範囲で給与額を高め設定し、できるだけ多くの所得を家族に分配すればそれだけ世帯全体における税負担を軽減できる。特に事業主と専従者が直面する所得税・住民税の限界税率差が大きい場合には、そのメリットは大きくなる。本稿では 1970 年から 2002 年までの「税務統計から見た申告所得税の実態」（国税庁）

¹ 本稿の内容は全て著者個人の見解であり、著者が属する機関の見解を示すものではない。

² 連絡先 hiroyuki.yashio@mof.go.jp

³ 欧米では個人自営業者による節税行動の分析もさかんになされている。それによると自営業者は法人・個人の事業形態選択（Plesko (1999)）や資金借入れの操作（Ayers et al. (2001)）などを通して節税をしているとされ、また所得税の限界税率変化に対する課税所得の弾力性も雇用者に比べて大きい（Sillamaa and Veall (2001)）。

⁴ 法人成りには、登録免許税などの費用（少なくとも 20～30 万円）や税理士に税務を依頼するための費用などが必要である。

⁵ 家族への所得分散による節税は Stephens Jr. and Ward-Batts (2004) が分析している。

を用いた計量分析によって、限界税率差の変化がそうした節税行動に大きな影響を与えてきたと考えられることを示す。

ここでいう「限界税率差」は、単に所得税・住民税の限界税率表で決まるのではなく、税制のさまざまな要因によって決定されることに注意が必要である。たとえば専従者給与には給与所得控除が適用されるが、その控除率によって、給与が1円増加してもそれが全額課税所得とはならず、実質的に控除は専従者給与の限界税率を下げる効果がある。ほかの要素としては事業主の所得に課税される個人事業税や、近年の所得税・住民税の定率減税などがある。本稿では限界税率表だけでなく、こうした税制のさまざまな要因によって決定される事業主と専従者の限界税率差の変化が、専従者給与を利用した節税行動にどのような影響を与えたかについて分析する。(分析の結果は当日報告する)。

参考文献

田近栄治・八塩裕之「税制と事業形態選択 ―日本のケース―」日本財政学会叢書『財政研究』,forthcoming.

Ayres,B., Cloyd,B. and Robinson,J., ``The Influence of Income Taxes on the Use of Inside and Outside Debt by Small Businesses," National Tax Journal **54** (1) ,2001, 27-54.

Enis,C. and Ke. B., ``The Impact of the 1986 Tax Reform Act on Income Shifting from Corporate to Shareholder Tax Bases: Evidence from the Motor Carrier Industry," Journal of Accounting Research **41**(1), 2003. 65-88.

Feldstein,M., 1999. ``Tax Avoidance and the Deadweight Loss of the Income Tax," The Review of Economics and Statistics **81**(4), 674-680.

Gordon,R. and Slemrod,J., ``Are ``Real" Responses to Taxes Simply Income Shifting between Corporate and Personal Tax Bases?," In Does Atlas Shrug?: The Economic Consequences of Taxing the Rich, edited by Slemrod,J., Cambridge, Mass. and London, :Harvard University Press, 2000, 240-280.

Kopczuk,W., 2001. ``Redistribution when Avoidance Behavior is Heterogeneous," Journal of Public Economics **81**, 51-71.

Plesko,G., ``The Role of Taxes in Organizational Choice: S Conversions after the Tax Reform Act of 1986," working paper.MIT, Boston,MA., 1999.

Sillamaa,M. and Veall,R., 2001. ``The Effect of Marginal Tax Rates on Taxable Income: A Panel Study of the 1988 Tax Flattening in Canada," Journal of Public Economics **80**, 341-356

Stephens,M. and Ward-Batts,J., ``The Impact of Separate Taxation on the Intra-Household Allocation of Assets: Evidence from the UK," Journal of Public Economics **88**, 1989-2007, 2004.

(仮)わが国の税制と会社の組織形態への影響

－会社形態別の資本コストの計測－

関西学院大学大学院 経済学研究科
博士課程後期課程 林田 吉恵¹

本報告の目的

中立性の原則は、法人課税によって企業活動が影響されないことを求めている。しかし、法人税が投資活動に影響を及ぼすことはよく知られており、これまでに多くの研究が資本コストの計測を通じて、法人税が投資に影響することを示唆してきた。しかし、法人の規模や組織形態によって適用される税制は異なっており、資本コストの格差が投資活動のみならず、規模や組織形態に影響を及ぼす可能性がある。この点に関しては、アメリカの研究でも検証されている²。

本報告の目的は、第1に、中小法人と大法人の税制上の相違を明示的に組み込んだ法人税負担の計測モデルを構築すること、第2に、そのモデルにしたがって、法人組織形態や法人規模の相違によって資本コストに差が存在するかを検証すること、第3に、資本コスト格差が、組織形態に影響するのかを検証することである。

本報告における資本コストの考え方

資本コストの理論は、投資の調整費用を考慮する考え方と、限界概念で税制と投資行動を分析する考え方がある。

本報告では、後者の考え方で、税制が資本コストに与える影響を、投資の収益率と貯蓄の収益率との間の tax wedge を直接見積ることで検証しようとする King=Fullerton³ に則ったものである。税がないとき、貯蓄家は会社の投資に資金を提供するとしたら、それは会社の投資に対して得られた収益と同等の収益率を稼ぐ。しかし税を伴う場合は、この投資と貯蓄の収益率は異なる。この投資と貯蓄の収益率の差である Tax wedge の大きさは、法人税制、税制とインフレの相互作用、減価償却と棚卸資産の税優遇、個人税法、所得（例えばキャピタルゲイン対配当）の異なる法定形態の優遇、富裕税の存在とその他の事情に依存する。その結果、投資に対する実効税率は、産業の所在地がどこにあるか、どのような資産を購入するのか、投資の資金調達のやり方、投資の資金源を調達する投資家はどういう人物であるかということに依存する。このような要素を考慮し、King=Fullerton では税制によって提供される資本コストを推計する。

¹ E-mail ecms1009@kwansei.ac.jp

² Goolsbee(1998)(2004), Gordon, MacKie-Mason(1994)

³ King, Mervyn A. Don Fullerton(1984)

本報告では、この個人・法人の資本所得税制を考慮にいれた King=Fullerton の資本コストに関する理論的フレームワークに依拠し、そこにより日本的な税制を取り込み、日本型モデルを構築する。これまで日本においても限界実効税率の測定はされているが、会社形態の違いはほとんど考慮されていなかった。しかし中小法人・大法人では、法人税率、（償却資産の）固定資産税、交際費の課税ベース算入金額、留保金課税などのさまざまな税制上の違いがあり、資本コストのモデルは違ってくる。そしてこのようなモデルの違いが、実際に中小法人、大法人の資本コストに差が存在するのか、会社の組織形態にどのように影響を及ぼしているのかを検証する。

詳細な資本コストのモデル、推計結果は当日配布させていただきます。

主要参考文献

- Goolsbee, Austan(1998), "Taxes, organizational form and the deadweight loss of the corporate income tax," *Journal of Public Economics*, vol.69:pp.143-152
- Goolsbee, Austan(2004) "The impact of the corporate income tax: evidence from state organizational form data" *Journal of Public Economics*, vol.88:pp.2283-2299
- Gordon, Roger H. Jeffrey K. MacKie-Mason(1994) "Tax distortions to the choice of organization form" *Journal of Public Economics*, vol.55:pp.279-306
- 林 宜嗣(1995)「法人所得税と企業投資」『総合税制研究』No.3 pp.183-199
- King, Mervyn A. Don Fullerton(1984) *The Taxation of Income from Capital: A Comparative Study of the United States, The United Kingdom, Sweden, and West Germany*, The University of Chicago Press pp.7-30
- 高馬 裕子(1998)「法人税改革と限界実効税率の計測」『関西学院大学経済学研究』第 28 号 pp.155-168
- Shoven, John B. Toshiaki Tachibanaki(1988) "Taxation of income from capital in Japan" J. B. Shoven, ed., *Government policy towards industry in the United states and Japan*, Cambridge University Press pp.51-96
- 田近 栄治・油井 雄二(2000)『日本の企業課税—中立性の視点による分析—』東洋経済新報社

わが国の滞納の実態と税務行政

租税制度における公平性は、正確な税額が国庫に収納されてはじめて達成される。そのためには、滞納や租税回避である脱税はなされるべきではない。しかし、実際には滞納や脱税等が発生しており、そのために日本の税務行政では、滞納については「滞納の圧縮は税務行政の最重要課題」として滞納整理に努力している。ところが、滞納整理が租税制度の公平性を支えるのに大変重要であるにもかかわらず、わが国では、租税制度についての研究は数多くなされているが、税務行政における滞納整理については、データに基づいた詳細な研究が数少ないのが現状である。

そこで、本報告において、わが国の税務行政における滞納整理について以下のことを検証してみる。まず、滞納がどの程度存在するのか滞納の実態を把握する。次いで、滞納整理にどれくらいのコストをかけているのか、滞納整理にかけているコストを主要税目別に計測したうえで、滞納税額がどの程度回収されているのかを推計する。そして、税目別にコストと滞納整理との関係について、コストをかければ滞納整理が進み、回収額を増加させ税収を増やす事ができるのか、それとも、滞納整理についてコストをかけずに他の方法を選択すべきであるのか、費用対効果という観点から、税務行政が有効に機能しているのかどうかを検証してみる。その上で、今後の税務行政がよりコストを投入して滞納整理にあたり税収額を増加させる方向に向かうべきなのか、あるいは、税収額が減少したとしても徴税にかかるコストを下げる方が税務行政として有効なのかについて考察することを目的とする。

2002年度の徴税コストは全体で701,095百万円であり、その内、滞納整理コストは、52,824百万円となった。

税目別に比較すると、消費税の滞納整理コストが最も高く、2002年には全体の31%を超えている結果になった。次に申告所得税の24%、源泉所得税16%、法人税15%の金額となり、2002年の滞納整理コストである52,824百万円のうち、消費税と申告所得税の2税目で55%超を使用していることになる。また、消費税徴税コストに占める滞納整理コスト割合は1989年から2002年に、1.5%から28.3%へと増加しており、それに対する回収額を要整理滞納税額に占める処理済滞納税額割合で見ると、1989年には約98%を回収し、その後回収分が減少しているが、2002年でも約50%と高い回収率を示していることがわかる。このことから、消費税においては、滞納整理にあたる定員数を増加させ、コストをかけて回収を進めていると言えるだろう。また、税目全体では、滞納整理コストが増加すると回収割合が増加してくることから、滞納整理コストの上昇は税目全体の滞納整理において有効であるととらえることができる。

これらのことについて、税目別にコストと滞納整理との関係について見ると、法人税については、滞納整理コストと回収である処理済滞納税額が比例の関係になっている一方、申告所得税においては滞納整理コストと処理済滞納税額との間に明確な相関は見られないという結論になった。また、税務行政が滞納整理において、処理の進みにくい申告所得税に定員増加がなく、むしろ定員を減少させており、法人税、消費税のように滞納整理コストをかければ滞納整理の進みやすいところに定員増加がなされ、コストをかける傾向があることもわかった。滞納整理において、わが国の税務行政が、滞納整理コストを増加し滞納処理をすすめるという方法に効果が見られる税目においては、コストをかけ、効果がみられない税目にはコストをかけないとしているのであれば、費用対効果の観点から、有効であると考えられる。また、一方で、申告所得税のように、滞納発生割合が最も高く、また、回収率も低く、滞納残高の累積が問題である税目については、消費税と同程度の高いコストをかけると仮定すれば、現状の回収率より改善される可能性はあるが、滞納整理コストと処理済滞納税額との間に明確な相関も見られないことから、他の方法で効果を生むということを考慮する必要があるのではないかと考えられる。

分析内容の詳細な結果につきましては、学会当日に報告させていただきます。

主要参考文献

Musgrave R. A. and Peggy B. Musgrave (1980) *Public Finance In Theory And Practice*. McGRAW-HILL INTERNATIONAL EDITIONS.

Sandford, C. T., M. R. Godwin and P. J. W. Hardwick, (1989)

Administrative and Compliance costs of Taxation, Fiscal Publications,

Sandford, C. T., Godwin, M. R., Hardwick, P. F. W., and M. I. Butterworth, (1981)

Cost and Benefits of VAT, Heineman Educational Books.

B. Guy Peters, (1991) *The Politics of Taxation* Cambridge, Mass. pp246-270.

伊藤忠通 (1988) 「付加価値税の納税協力費」『租税研究』第 465 号、46-51 頁

大野裕之・芥川浩一 (2003) 「消費税の簡素性：税務執行費用の計測と他税との比較」『東洋大学経済論集』第 29 巻 1 号、1-14 頁

中井省 (1992) 「数字で見る我が国税務行政の現状」『金融ジャーナル』39-44 頁

税務大学校研究部編 (1996) 『税務署の創設と税務行政の 100 年』大蔵財務協会

横山直子 (1998) 「わが国における所得税納税システムの問題点、徴税コストと徴税行政の公平性」『関西学院経済学研究』第 29 号、233-257 頁

林 宏昭 (1990) 「各国の税務行政費と納税協力費」『租税研究』483 号、47-57 頁

林 智子 (2003) 「徴税費と納税協力費」『関西学院経済学研究』第 34 号、107-126 頁

林 智子 (2004) 「わが国税制における税務行政費の計測」『関西学院経済学研究』第 35 号、47-66 頁